

令和8年度の白岡市国民健康保険税の税率について

健康福祉部保険年金課

1 令和8年度の白岡市国民健康保険税の税率について

(1) 令和8年度の白岡市国民健康保険税の税率の検討

令和8年度の白岡市国民健康保険税の税率の検討に当たっては、

- ① 埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）
- ② 「国民健康保険税の税率等の見直しについて」に対する白岡市国民健康保険運営協議会答申（令和6年1月5日付け）
- ③ 「標準保険税率」及び「事業費納付金」などを参考に検討いただくこととなります。

(2) 白岡市に対する市町村標準保険税率（目指すべき保険税率）

ア 令和8年度保険税率の算定基準とする令和7年度の市町村標準保険税率

令和7年度	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.59%	2.67%	2.20%	12.46%
均等割	46,565円	16,111円	15,862円	78,538円

令和7年度保険税率の算定基準とした令和6年度の市町村標準保険税率

令和6年度	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.37%	2.80%	2.32%	12.49%
均等割	43,730円	16,165円	16,403円	76,298円

目指すべき保険税率である市町村標準保険税率の令和7年度と令和6年度の比較

比較	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	0.22%	△0.13%	△0.12%	△0.03%
均等割	2,835円	△54円	△541円	2,240円

(3) 標準保険税率（目指すべき保険税率）と現行保険税率の比較
直近（令和7年度）の標準保険税率

標準保険税率	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.59%	2.67%	2.20%	12.46%
均等割	46,565円	16,111円	15,862円	78,538円

現行の保険税率

現行保険税率	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.15%	2.54%	2.25%	11.94%
均等割	33,600円	15,200円	15,800円	64,600円

不足（比較）

比較	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	0.44%	0.13%	△0.05%	0.52%
均等割	12,965円	911円	62円	13,938円

(4) 令和8年度白岡市国民健康保険税率（案）

令和5年度国民健康保険運営協議会の付帯意見を含む答申を踏まえ、標準保険税率と現行保険税率との不足分（差）を2か年で引き上げることとして、令和8年度白岡国民健康保険税率（案）を次のとおり提案いたします。

令和8年度保険率①	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.37%	2.58%	2.25%	12.20%
均等割	40,100円	15,700円	15,800円	71,600円

令和7年度現行税率②	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.15%	2.54%	2.25%	11.94%
均等割	33,600円	15,200円	15,800円	64,600円

差引（①－②）	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	0.22%	0.04%	0%	0.26%
均等割	6,500円	500円	0円	7,000円

税額の試算
(モデルケース)

令和6年度保険税

	所得割(%)	均等割
医療分	7.04	28,400
支援分	2.41	14,700
介護分	2.21	15,400
合計	11.66	58,500

令和7年度保険税(現行)

	所得割(%)	均等割
医療分	7.15	33,600
支援分	2.54	15,200
介護分	2.25	15,800
合計	11.94	64,600

令和8年度保険税(案)

	所得割(%)	均等割
医療分	7.37	40,100
支援分	2.58	15,700
介護分	2.25	15,800
合計	12.20	71,600

令和8年度保険税と令和7年度保険税の比較

	所得割(%)	均等割
医療分	0.22	6,500
支援分	0.04	500
介護分	0	0
合計	0.26	7,000

参考 市町村標準保険税率保険税

	所得割(%)	均等割
医療分	7.59	46,565
支援分	2.67	16,111
介護分	2.20	15,862
合計	12.46	78,538

【ケースa】年金収入で単身世帯

年齢： 70歳
収入：150万
所得：40万
軽減：7割軽減



	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	8,500
支援分	0	4,400
介護分	0	0
合計	0	12,900
年税額	12,900	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	10,000
支援分	0	4,500
介護分	0	0
合計	0	14,500
年税額	14,500	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	12,000
支援分	0	4,700
介護分	0	0
合計	0	16,700
年税額	16,700	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	2,000
支援分	0	200
介護分	0	0
合計	0	2,200
増加年税額	2,200	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	0	13,900
支援分	0	4,800
介護分	0	0
合計	0	18,700
年税額	18,700	

【ケースb】給与収入で単身世帯

年齢：45歳
収入：350万
所得：237万
軽減：なし



	所得割(円)	均等割(円)
医療分	136,500	28,400
支援分	46,700	14,700
介護分	42,800	15,400
合計	226,000	58,500
年税額	284,500	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	138,700	33,600
支援分	49,200	15,200
介護分	43,600	15,800
合計	231,500	64,600
年税額	296,100	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	142,900	40,100
支援分	50,000	15,700
介護分	43,600	15,800
合計	236,500	71,600
年税額	308,100	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	4,200	6,500
支援分	800	500
介護分	0	0
合計	5,000	7,000
増加年税額	12,000	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	147,200	46,500
支援分	51,700	16,100
介護分	42,600	15,800
合計	241,500	78,400
年税額	319,900	

【ケースc】年金収入で夫婦の世帯

年齢：72歳 70歳
収入：240万 80万
所得：130万 0
軽減：2割軽減該当



	所得割(円)	均等割(円)
医療分	61,200	45,400
支援分	20,900	23,500
介護分	0	0
合計	82,100	68,900
年税額	151,000	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	62,200	53,700
支援分	22,000	24,300
介護分	0	0
合計	84,200	78,000
年税額	162,200	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	64,100	64,100
支援分	22,400	25,100
介護分	0	0
合計	86,500	89,200
年税額	175,700	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	1,900	10,400
支援分	400	800
介護分	0	0
合計	2,300	11,200
増加年税額	13,500	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	66,000	74,500
支援分	23,200	25,700
介護分	0	0
合計	89,200	100,200
年税額	189,400	

【ケースd】給与収入で3人世帯

年齢：42歳 40歳 3歳
収入：350万 50万 0
所得：237万 0 0
軽減：子どもの1/2軽減



	所得割(円)	均等割(円)
医療分	136,500	71,000
支援分	46,700	36,700
介護分	42,800	30,800
合計	226,000	138,500
年税額	364,500	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	138,700	84,000
支援分	49,200	38,000
介護分	43,600	31,600
合計	231,500	153,600
年税額	385,100	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	142,900	100,200
支援分	50,000	39,200
介護分	43,600	31,600
合計	236,500	171,000
年税額	407,500	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	4,200	16,200
支援分	800	1,200
介護分	0	0
合計	5,000	17,400
増加年税額	22,400	

	所得割(円)	均等割(円)
医療分	147,200	116,400
支援分	51,700	40,200
介護分	42,600	31,700
合計	241,500	188,300
年税額	429,800	

2 国民健康保険制度改正

国民健康保険は、他の医療保険よりも高齢者の加入者や低所得者層が多く、財政基盤がぜい弱であるという構造的な問題を抱えています。

このような状況から、平成30年度から国民健康保険を都道府県単位化し、都道府県が新たに財政運営の責任主体となり、市町村は引き続き資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業などを行うという制度改正が行われたところです。市町村は、県が決定した「事業費納付金」（主に国保税を財源として）を納め、県から医療費の支払いに必要な「普通交付金」を受け取る仕組みとなりました。

また、市町村は、「事業費納付金」を含む保険事業の経費を賄うため、市町村の保険税率を都道府県が示す「標準保険税率」に合わせることとなります。

各都道府県では、構成市町村と一体になって、安定的な財政運営及び市町村の広域化・効率化を推進するため「国民健康保険運営方針」を策定することとなっています。

「準統一」とは、原則として、同じ世帯構成、同じ所得であれば、県内で同じ保険税率（完全統一）となることを目指しますが、現段階では市町村間で収納率に差があることから、令和9年度から、収納率格差が是正されるまで、各市町村は県が提示する「市町村標準保険税率」通りに税率を設定することとなります。

「標準保険税率」とは、市町村が「事業費納付金」を確保するために必要となる国保税率を、県が統一のルールに基づき算定し、市町村に提示するものです。

県はこの標準保険税率と合わせ、市町村ごとに、毎年度の「事業費納付金」を提示します。市町村は、「市町村標準保険税率」を参考にしながら、個別の財政事情などを踏まえて、「事業費納付金」を納付するための必要な税率を決定することになります。

令和9年度の「準統一」以降は、県内の全市町村が、県が市町村ごとに定めた「市町村標準保険税率」を適用することとなります。

3 埼玉県標準保険税率等

埼玉県でも県内市町村と協議し「埼玉県国民健康保険運営方針」を定め、直近では、「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」が以下のとおり策定されています。

ア 策定期間 令和5年12月25日

イ 対象期間 令和6年4月1日 ～ 令和12年3月31日（中間年に見直し）

ウ 保険税水準の統一における標準保険税率等の算定方法の明記

① 納付金ベースの統一（令和6年度～）

医療費水準を反映せず、市町村ごとの納付金算定を統一基準により行う。

② 準統一（令和9年度～）

標準保険税率の算定に当たり、収納率格差以外の各項目の取扱いを統一する。

③ 完全統一（令和12年度～）

これまでの市町村における収納率の推移や過年度収納額の状況を踏まえ、令和12年度の実現を目指す。

参考

令和5年度～令和7年度 県内市町村の保険税率等の状況(医療分+支援金分+介護分)

基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分

区分	所得割 (%)			資産割 (%)			均等割 (円)			平等割 (円)			R5→R6 税率等 の改正 の実施	R6→R7 税率等 の改正 の実施
	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7	R5	R6	R7		
001 川崎市	11.750	11.650	12.150	0.00	0.00	0.00	49,200	55,800	65,400	0	0	0	改正実施	改正実施
002 熊谷市	10.800	11.100	11.540	0.00	0.00	0.00	54,000	58,500	64,500	0	0	0	改正実施	改正実施
003 川口市	11.250	11.250	11.250	0.00	0.00	0.00	50,000	50,000	50,000	0	0	0	据置	据置
006 行田市	11.000	11.400	12.700	0.00	0.00	0.00	43,000	51,000	65,500	0	0	0	改正実施	改正実施
007 秩父市	9.900	9.900	10.500	15.00	15.00	15.00	38,000	38,000	42,500	10,000	10,000	10,000	据置	改正実施
008 所沢市	11.300	11.300	12.040	15.00	15.00	0.00	36,300	36,300	74,300	16,000	16,000	0	据置	改正実施
009 飯能市	11.200	11.200	11.200	10.00	0.00	0.00	45,000	62,000	62,000	5,000	0	0	改正実施	据置
010 加須市	12.200	12.200	12.200	0.00	0.00	0.00	49,200	54,200	62,200	0	0	0	改正実施	改正実施
011 本庄市	12.500	12.500	12.500	20.00	20.00	20.00	41,800	41,800	41,800	16,000	16,000	16,000	据置	据置
012 東松山市	11.700	11.700	12.400	0.00	0.00	0.00	48,000	48,000	60,000	0	0	0	据置	改正実施
014 春日部市	10.350	10.350	12.290	0.00	0.00	0.00	55,800	55,800	68,800	0	0	0	据置	改正実施
015 狭山市	11.610	11.870	11.870	20.00	10.00	10.00	40,100	55,700	55,700	10,000	5,000	5,000	改正実施	据置
016 羽生市	11.900	11.900	12.300	0.00	0.00	0.00	53,500	53,500	63,500	0	0	0	据置	改正実施
017 鴻巣市	11.400	11.950	11.980	0.00	0.00	0.00	56,000	59,500	67,500	0	0	0	改正実施	改正実施
018 深谷市	10.600	10.900	11.900	27.00	18.00	9.00	40,800	51,600	65,000	13,000	9,000	4,500	改正実施	改正実施
019 上尾市	10.900	11.300	12.300	0.00	0.00	0.00	54,000	59,000	70,000	0	0	0	改正実施	改正実施
021 草加市	11.400	11.400	12.730	0.00	0.00	0.00	44,600	44,600	62,100	0	0	0	据置	改正実施
022 越谷市	12.450	12.200	12.200	0.00	0.00	0.00	51,000	55,400	55,400	0	0	0	改正実施	据置
023 蕨市	9.700	10.800	10.800	20.00	10.00	10.00	44,000	59,000	59,000	6,000	3,000	3,000	改正実施	据置
024 戸田市	11.020	11.020	11.020	0.00	0.00	0.00	53,800	53,800	53,800	0	0	0	据置	据置
025 入間市	11.400	11.500	11.500	10.00	0.00	0.00	43,000	67,000	67,000	3,000	0	0	改正実施	据置
027 朝霞市	11.400	11.400	11.900	33.00	33.00	20.00	30,000	30,000	46,000	14,000	14,000	7,000	据置	改正実施
028 志木市	10.600	11.700	11.950	13.00	10.00	0.00	38,000	42,500	60,200	7,000	5,000	0	改正実施	改正実施
029 和光市	11.100	11.400	11.400	12.00	0.00	0.00	36,000	39,000	48,000	18,000	9,000	0	改正実施	改正実施
030 新座市	10.730	11.840	11.840	5.00	0.00	0.00	53,000	61,000	61,000	1,000	0	0	改正実施	据置
031 桶川市	11.200	11.200	11.200	0.00	0.00	0.00	48,300	48,300	48,300	0	0	0	据置	据置
032 久喜市	11.510	13.400	13.770	0.00	0.00	0.00	59,100	64,000	71,800	0	0	0	改正実施	改正実施
033 北本市	12.400	12.400	12.300	0.00	0.00	0.00	54,800	54,800	68,500	0	0	0	据置	改正実施
034 八潮市	12.600	12.600	12.600	0.00	0.00	0.00	54,000	54,000	64,000	0	0	0	据置	改正実施
035 富士見市	10.650	10.650	11.850	0.00	0.00	0.00	49,900	49,900	60,700	0	0	0	据置	改正実施
036 ふじみ野市	11.880	11.880	11.880	0.00	0.00	0.00	56,300	56,300	56,300	0	0	0	据置	据置
037 三郷市	10.400	11.100	11.900	0.00	0.00	0.00	46,000	49,500	58,100	0	0	0	改正実施	改正実施
038 蓮田市	11.000	11.500	11.500	0.00	0.00	0.00	43,200	55,000	55,000	0	0	0	改正実施	据置
039 伊奈町	11.500	11.800	12.100	0.00	0.00	0.00	42,400	58,000	67,000	0	0	0	改正実施	改正実施
042 三芳町	10.900	10.900	13.600	0.00	0.00	0.00	53,000	53,000	60,200	0	0	0	据置	改正実施
043 坂戸市	10.900	10.900	12.150	0.00	0.00	0.00	39,000	39,000	56,000	0	0	0	据置	改正実施
044 毛呂山町	11.700	11.700	11.870	0.00	0.00	0.00	52,000	52,000	74,800	0	0	0	据置	改正実施
045 越生町	11.300	11.300	11.300	0.00	0.00	0.00	56,700	56,700	56,700	0	0	0	据置	据置
046 鶴ヶ島市	10.500	12.000	12.000	0.00	0.00	0.00	43,000	63,000	63,000	0	0	0	改正実施	据置
047 日高市	11.100	11.600	13.300	0.00	0.00	0.00	47,500	61,500	75,700	0	0	0	改正実施	改正実施
049 滑川町	11.100	11.500	12.700	0.00	0.00	0.00	51,000	62,000	69,000	0	0	0	改正実施	改正実施
050 嵐山町	11.000	11.600	12.400	0.00	0.00	0.00	52,000	62,000	71,000	0	0	0	改正実施	改正実施
051 小川町	9.700	10.800	12.100	0.00	0.00	0.00	49,800	61,500	75,200	0	0	0	改正実施	改正実施
052 ときがわ町	9.000	9.800	11.600	0.00	0.00	0.00	53,000	55,000	66,000	0	0	0	改正実施	改正実施
054 川島町	10.000	10.500	10.500	0.00	0.00	0.00	55,300	58,500	58,500	0	0	0	改正実施	据置
055 吉見町	11.300	11.300	12.600	0.00	0.00	0.00	46,000	46,000	60,000	0	0	0	据置	改正実施
056 鳩山町	9.800	9.800	9.800	0.00	0.00	0.00	56,000	56,000	56,000	0	0	0	据置	据置
057 横瀬町	8.000	8.000	11.400	35.00	35.00	0.00	27,300	27,300	63,000	13,000	13,000	0	据置	改正実施
058 皆野町	7.700	9.100	12.200	40.00	0.00	0.00	24,400	45,000	70,400	14,000	0	0	改正実施	改正実施
059 長瀨町	8.400	8.400	10.490	25.00	25.00	16.00	31,200	31,200	49,300	8,000	8,000	5,300	据置	改正実施
061 小鹿野町	7.800	11.290	11.290	38.00	0.00	0.00	23,700	65,400	65,400	13,100	0	0	改正実施	据置
065 東秩父村	8.000	8.000	10.020	0.00	0.00	0.00	48,000	48,000	60,600	0	0	0	据置	改正実施
066 美里町	10.400	10.400	11.100	10.00	10.00	0.00	56,000	56,000	67,000	6,000	6,000	0	据置	改正実施
068 神川町	11.000	11.000	11.000	15.00	15.00	15.00	50,000	50,000	50,000	8,000	8,000	8,000	据置	据置
070 上里町	10.170	11.650	11.650	0.00	0.00	0.00	51,000	68,000	68,000	7,000	0	0	改正実施	据置
078 寄居町	10.900	11.600	11.600	25.00	0.00	0.00	43,000	73,000	73,000	12,000	0	0	改正実施	据置
084 宮代町	11.170	11.170	12.160	0.00	0.00	0.00	58,000	58,000	70,100	0	0	0	据置	改正実施
085 白岡市	11.460	11.660	11.940	0.00	0.00	0.00	52,500	58,500	64,600	0	0	0	改正実施	改正実施
089 幸手市	11.100	12.000	12.500	0.00	0.00	0.00	49,700	60,000	72,000	0	0	0	改正実施	改正実施
090 杉戸町	11.900	11.900	11.800	0.00	0.00	0.00	52,000	52,000	60,000	0	0	0	据置	改正実施
091 松伏町	11.400	11.400	11.400	0.00	0.00	0.00	50,100	50,100	60,100	0	0	0	据置	改正実施
092 吉川市	10.500	11.500	11.700	0.00	0.00	0.00	55,000	59,000	62,000	0	0	0	改正実施	改正実施
400 さいたま市	11.850	11.850	11.970	0.00	0.00	0.00	55,600	60,600	66,400	0	0	0	改正実施	改正実施
市町村平均	10.85	11.22	11.84	6.16	3.43	1.83	47,363	53,351	61,983	3,176	1,937	933	22	34

令和4年度～令和6年度改正市町村(マーク)

55

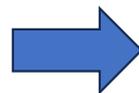
4 白岡市国民健康保険税率の経緯

(1) 平成30年度国民健康保険税率改正

賦課方式を4方式から2方式へ変更するとともに、標準保険税率を踏まえ以下のとおり税率の改正を行いました。

○平成29年度国保税率

	基礎課税額 (医療費分)	後期高齢者支 援等分	介護納付金分
所得割	6.06%	2.48%	1.61%
資産割	20.00%	—	—
均等割	11,600円	14,700円	11,400円
平等割	13,200円	—	—



○平成30年度国保税率

	基礎課税額 (医療費分)	後期高齢者支 援等分	介護納付金分
所得割	7.04%	2.29%	2.13%
均等割	23,700円	14,100円	14,700円

(2) 白岡市国民健康保険運営協議会答申及び令和6年度税率の改正について

「埼玉県国民健康保険運営方針（第2期）」及び「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」並びに白岡市国民健康保険財政状況、近隣市町村の対応状況を踏まえ、令和6年度及びそれ以降の白岡市国民健康保険税率について、白岡市国民健康保険運営協議会に諮問し、令和5年8月、11月に審議いただき次の答申をいただきました。

そして、答申に基づき令和6年度国民健康保険税率の改正を行いました。

【答申】 令和6年1月5日答申

ア 令和9年度に「標準保険税率」となるよう不足分（市町村標準保険税率と現行税率との差）を均等に4回に分けて、毎年度引き上げる案を適当とする。

イ

	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.04%	2.41%	2.21%	11.66%
均等割	28,400円	14,700円	15,400円	58,500円

ウ 付帯意見（主なもの）

- ・ 税率改正の方向性はやむを得ないが、原則的には単年度ごとの見直しとし、今後の状況や国・県の動向も含め、国保税の見直し率は毎年度検討すること。
- ・ （前略）改正に際しては基金等も活用し急激な負担増の抑制を図ること。また、低所得者に配慮することとし、軽減・減免措置の拡充や丁寧な納税相談等も含め負担の緩和を検討すること。
- ・ 国保財政調整基金については、準統一に向けた税率改正の際の激変緩和財源として活用することとし、現在の被保険者と後年の被保険者の負担の平準化を図ること。

(3) 令和7年度白岡市国民健康保険税率の改正

令和5年度国民健康保険運営協議会の付帯意見を含む答申を踏まえ、標準保険税率と現行保険税率との不足分（差）を3か年で引き上げることとして、令和7年度白岡市国民健康保険税率の改正を行いました。

令和6年度保険率	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.04%	2.41%	2.21%	11.66%
均等割	28,400円	14,700円	15,400円	58,500円
令和7年度の引き上げ	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	0.11%	0.13%	0.04%	0.28%
均等割	5,200円	500円	400円	6,100円
令和7年度保険率	基礎課税額（医療費分）	後期高齢者支援等分	介護納付金分	計
所得割	7.15%	2.54%	2.25%	11.94%
均等割	33,600円	15,200円	15,800円	64,600円

5 子ども・子育て支援金について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が公布され、令和8年度から、子ども・子育て支援金の拠出をするため国民健康保険においても「子ども・子育て支援金」分の賦課・徴収が行われます。

現在、国民健康保険では、「医療分」、「後期高齢者支援金分」及び「介護分」が賦課徴収されておりますが、新たに「子ども・子育て支援金分」が加わることとなります。

現在、賦課・徴収のための詳細の内容は示されておられません。

このため参考として、子ども家庭庁の資料（抜粋）を別添いたします。

子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和8年度から子ども・子育て支援金の拠出をいただくため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について、医療保険者等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や、政令・府省令の整備等を進めていく。

基本的な方向性

- ・ 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。^{注1}
- ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- ・ 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。^{注2}
- ・ 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。^{注3}

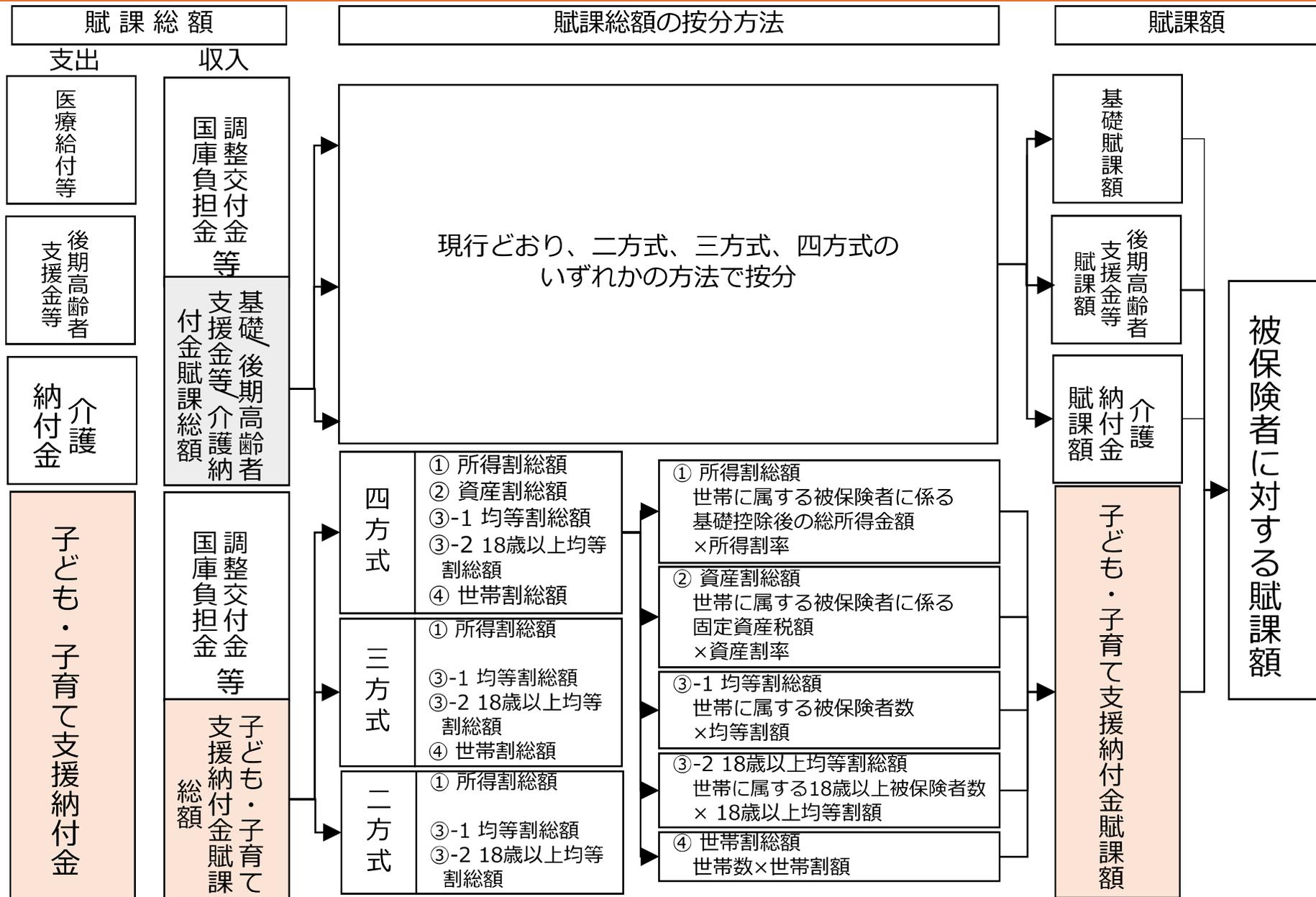
注1 被用者保険については、実務上、国が一律に示すこととする。

注2 未就学児の5割分は公費負担とし、未就学児の残りの5割分及び6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日以前のこどもにかかる10割分については、対象となるこども以外の国民健康保険被保険者の支援金で支えることとし、引き続き政省令の整備等を検討。

注3 以下の措置等について、子ども・子育て支援法等一部改正法による医療保険各法の改正に基づき、引き続き政令・府省令の整備等を検討。

- ・ 医療保険各法等に基づく医療保険者に対する事務費負担金等について介護納付金の例に倣い支援納付金分を追加計上。
- ・ 国民健康保険組合に対する国による補助（特定割合の算定対象に支援納付金の納付に要する費用に対する国の補助の割合を追加）。
- ・ 国民健康保険における、国・都道府県による定率の公費負担について、支援納付金の納付に要する費用を算定対象とする。
- ・ 都道府県及び市町村が、支援納付金の納付に要する費用に対して補助又は貸付ができることとする。
- ・ 国民健康保険及び後期高齢者医療制度における財政安定化基金の対象に支援金を含める。
- ・ 国民健康保険において、支援納付金の納付に要する費用を調整交付金の算定対象とする。
- ・ 後期高齢者医療制度における広域連合間の財政力の不均衡の調整は、支援納付金の算定時に行うこととする。
- ・ 後期高齢者医療制度における災害時等の減免分について、調整交付金の交付対象として位置づける。

支援金制度導入後の国民健康保険制度（現段階のイメージ）



※ ③-1と③-2の区分については、18歳までのこどもの被保険者の均等割額の全額軽減に際して、まず均等割総額について公費による低所得者軽減等に要する額を控除した上で、その残額を18歳以上被保険者に賦課することとするため、均等割総額とは別に18歳以上均等割総額を設けている。

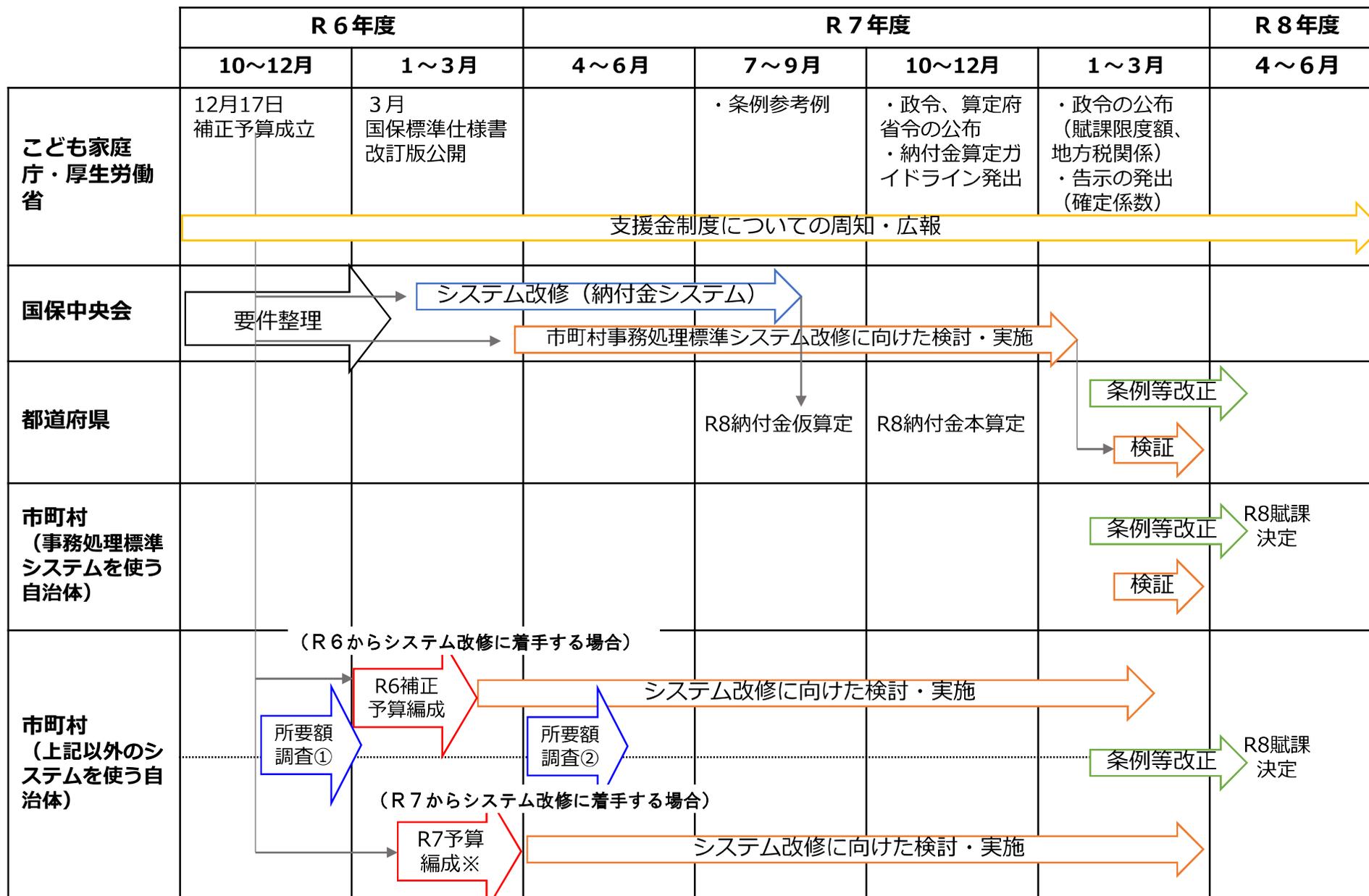
子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

（月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め）

	加入者一人当たり支援金額			（参考）加入者一人当たり 医療保険料額 （令和3年度実績） （②）	（参考） ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕	10,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 17,900円〕	4.5%
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	10,200円 〔（参考）被保険者一人当たり 16,300円〕	4.3%
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕	11,300円 〔（参考）被保険者一人当たり 19,300円〕	4.6%
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕	11,800円 〔（参考）被保険者一人当たり 21,600円〕	4.9%
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕	7,400円 〔（参考）一世帯当たり 11,300円〕	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

- （注1）本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。金額は事業主負担分を除いた本人拠出分であり、被用者保険においては別途事業主が労使折半の考えの下で拠出。なお、被用者保険間の扱いは総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の支援金率を示すこととする。
- （注2）被用者保険の年収別の支援金額については、数年後の賃金水準によることから、試算することは難しいものの、参考として、令和3年度実績の総報酬で機械的に一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）を計算すると（*）、年収200万円の場合350円、同400万円の場合650円、同600万円の場合1,000円、同800万円の場合1,350円、同1,000万円の場合1,650円（総報酬割であることから協会けんぽ・健保組合・共済組合で共通）。ただし、政府が総力をあげて取り組む賃上げにより、今後、総報酬の伸びが進んだ場合には、数字が下がっていくことが想定される。詳細は令和6年4月9日子ども家庭庁「被用者の年収別の支援金額（機械的な計算）について」を参照。
* 令和10年度に被用者保険において拠出いただく8,900億円について、賃上げが力強く進む前の令和3年度の総報酬である222兆円で割ると0.4%であることから、労使折半の下、本人拠出を0.2%として計算。
- （注3）国民健康保険の1世帯当たりの金額は令和3年度における実態を基に計算している。
- （注4）国民健康保険の支援金については、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば夫婦1人の3人世帯（夫の給与収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（応益分7割軽減）、同160万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合250円（同2割軽減）、同300万円の場合400円（同2割軽減）。国保の被用者の世帯では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収400万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同400万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同600万円の場合800円、同800万円の場合1,100円。なお、支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）についての均等割額は全額軽減。
* 年収600万円は上位約5%、800万円は約2%に該当。年収1,000万円は上位約1%に該当し、ごく少数であるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- （注5）後期高齢者医療制度の支援金についても、医療分と同様に低所得者軽減を行い、例えば単身世帯（年金収入のみ）における一人当たり支援金額（50円丸め、月額、令和10年度）でみると、年収80万円の場合50円（均等割7割軽減）、同160万円の場合100円（同7割軽減）、同180万円の場合200円（同5割軽減）、同200万円の場合350円（同2割軽減）。年金収入のみの者では、これらの層がボリュームゾーンであり、年収250万円以上については上位約1割と対象が限定されるため（*）、この層をさらに細かく区切ってみていくことについては留意が必要であるが、以下、参考として、同250万円の場合550円（軽減なし、以下同じ）、同300万円の場合750円。
* 年金収入300万円は上位約5%に該当。年金収入400万円以上は上位約1%に該当し、年金給付額が一定範囲にあるため例外的なケースであるほか、現時点で令和10年度における賦課上限を定めることができないため、金額は一概にいえない。
- （注6）介護分の保険料額は、第1号保険者（65歳～）の1人当たり月額（基準額の全国加重平均）で6,014円（令和5年度）、第2号被保険者（40～64歳）の1人当たり月額（事業主負担分、公費分を含む）で6,276円（令和6年度見込額）

支援金制度の施行に向けたスケジュール案（国民健康保険制度関係）



(※) 令和7年度からシステム改修を開始する自治体に対する補助は、こども家庭庁で本省繰越を行い、令和7年度に補助を行う。

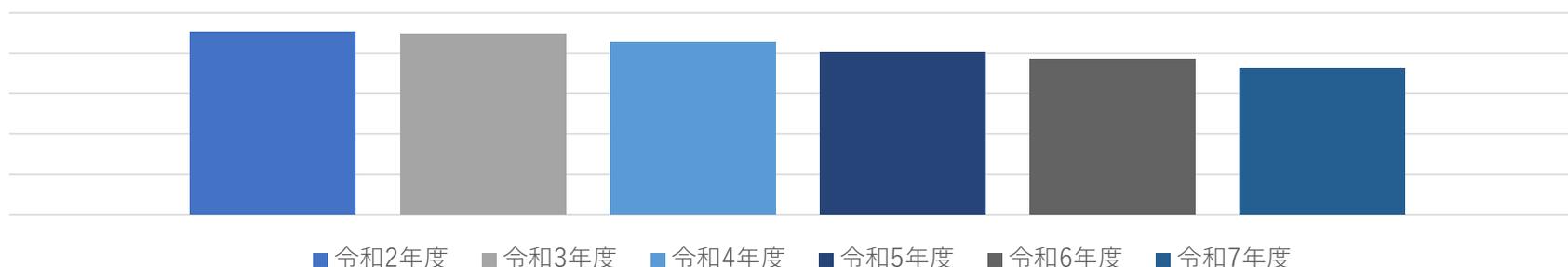
6 白岡市国保の現況

ア 被保険者（年度平均）の推移

被保険者数は年々減少していますが、令和4年から令和6年にかけて団塊の世代が後期高齢者に移行することや社会保険の適用範囲の拡大により、今後も被保険者の減少は続くものと考えられます。

※令和6年度は県の推計値

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
単位（人）	10,057	9,905	9,573	9,035	8,710	8,254

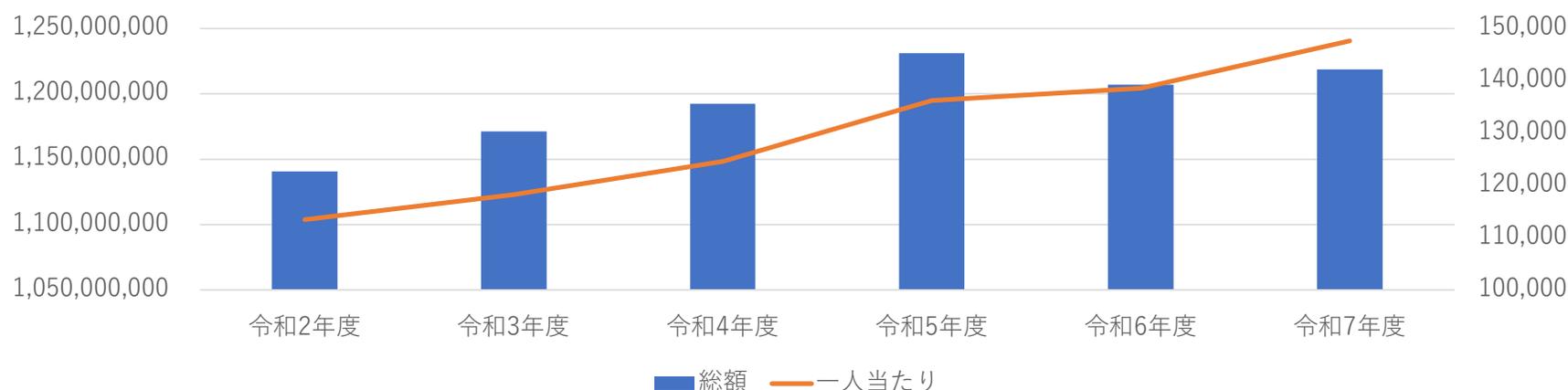


イ 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金は、被保険者数の減少により総額は減少傾向しているものの、高齢化の進展や医療の高度化などにより一人当たり国民健康保険事業費納付金は上昇傾向にあります。

単位：円

事業費納付金	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
総額	1,140,657,413	1,171,375,503	1,192,502,841	1,231,049,748	1,207,112,838	1,218,745,658
一人当たり	113,419	118,261	124,569	136,253	138,589	147,655



ウ 国民健康保険事業費納付金のための保険税必要額の推移など
 県が示す国民健康保険事業費納付金を納付するための保険税必要額と実際の
 保険税収入の推移

令和7年度実際税収は当初課税
 単位：円

総額	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納付必要額	1,034,856,189	1,074,142,039	1,118,528,170	1,157,316,008	1,140,129,056	1,142,347,766
実際の税収	970,774,614	938,378,916	922,665,903	866,322,581	872,412,454	838,596,000
不足額	64,081,575	135,763,123	195,862,267	290,993,427	185,369,714	303,751,766

単位：円

一人当たり	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
納付必要額	104,362	110,885	118,275	124,069	130,899	138,399
実際の税収	96,527	94,738	96,382	95,885	101,443	123,000
不足額	7,835	16,147	21,893	28,184	29,456	15,399

エ 白岡市国民健康保険特別会計収支の推移

歳入総額から歳出総額を差し引いた「形式収支（翌年度繰越額）」は、年々減少しています。また、単年度の収支を表します「実質収支」は令和4年度以降、赤字となっています。

令和2年度以降繰越金は減少し、令和5年度以降は基金繰入金の活用により実質収支の赤字を補っております。

単位：円

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	形式収支①-②	451,105,931	324,273,367	232,136,539	121,600,382	96,330,514
-	(法定外繰入金	41,403,174	17,354,000	0	0	0
+	基金繰入金	34,866,000	0	0	79,165,000	52,018,000
+	前年度繰越金)	459,841,592	451,105,931	324,273,367	232,136,539	121,600,382
+	基金積立金	156,446,469	151,696,459	25,391,418	513,176	680,825
	実質収支	71,441,634	7,509,895	▲ 66,745,410	▲ 189,187,981	▲ 76,607,043

オ 白岡市国民健康保険財政調整基金の推移

令和4年度までは、形式収支等の状況から一定の基金積み立てができていましたが、白岡市国民健康保険特別会計収支の推移にありますとおり、令和4年度から実質収支が赤字傾向となっております。今後、令和9年度の「準統一」に向けて基金を活用しながら保険税税率の見直しを行っていくこととなりますが厳しい国保財政運営が見込まれます。

単位：円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（当初予算）
期首残高	352,791,789	474,372,258	626,068,717	651,460,135	572,808,311	521,471,136
利子	446,469	424,459	469,418	513,176	680,825	100,000
積立	156,000,000	151,272,000	24,922,000			
積立総額	156,446,469	151,696,459	25,391,418	513,176	680,825	100,000
取崩	34,866,000	0	0	79,165,000	52,018,000	222,278,000
期末残高	474,372,258	626,068,717	651,460,135	572,808,311	521,471,136	299,293,136

力		事業費納付金等の状況及び今後の見込み			
		(単位：円)			
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	
被保険者数 (人) (埼玉県の推計値)		8,254	8,507	8,276	
歳出	国保事業費納付金 算定額	1,218,745,658	1,249,099,859	1,281,918,405	
	① 激変緩和措置額 (令和5年度まで)	0	0	0	
	国保事業費納付金 確定額	1,218,745,658	1,249,099,859	1,281,918,405	
	② その他の歳出 (保健事業費等)	96,000,000	96,000,000	96,000,000	
	③ 小 計	1,314,745,658	1,345,099,859	1,377,918,405	
歳入	④ 支出財源等	国民健康保険 税額	959,490,619	1,046,602,667	1,162,731,661
		基盤安定 負担金等	168,000,000	185,000,000	206,000,000
		その他の歳入 (特別交付金 ・延滞金等)	59,000,000	74,000,000	74,000,000
		小 計	1,186,490,619	1,305,602,667	1,442,731,661
⑤ 国保事業費納付金 支払不足額 (③ - ④)	128,255,039	39,497,192	0		
⑥ 不足額に対する 国保財政調整基金 等繰入見込額	128,255,039	39,497,192	0		
⑦ 差引 (⑤ - ⑥)	0	0	0		
国保財政調整 基金残高見込		393,216,097	353,718,905	353,718,905	
※1 令和7～9年度の県被保険者数は事業費納付金の算定時に提示された人数					
※2 令和8～9年度の事業費納付金は県の推計値の伸率をもとに当市の事業費納付金を積算					
※3 国民健康保険税額は、事業納付金のための必要税額をもとに、段階的な引き上げを行った場合の保険税額を積算					
※4 その他の歳出とは、出産育児一時金、葬祭費及び保健事業費等					
※5 その他の歳入とは、県特別交付金及び延滞金(加算金)等					

